

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

( 本社事務所  
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5  
番地 (借成ビル) )

# 太洋物産株式会社

代表取締役社長 柏 原 滋

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月28日(火曜日) 午前10時  
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地 借成ビル 6階 ホール
3. 会議の目的事項  
報告事項 第81期(2020年10月1日から2021年9月30日まで)事業報告、計算書類報告の件  
決議事項  
＜会社提案(第1号議案から第5号議案まで)＞
  - 第1号議案 取締役3名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件
  - 第3号議案 会計監査人選任の件
  - 第4号議案 資本金・資本準備金・利益準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに圧縮積立金・別途積立金の取り崩しの件
  - 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件  
＜株主提案(第6号議案)＞
  - 第6号議案 取締役6名選任の件

株主提案(第6号議案)に係わる議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.taiyo-bussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ・事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
  - ・計算書類の 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎本招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.taiyo-bussan.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

# 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルスの世界的な蔓延の収束には至っておりませんが、各国におけるコロナワクチンの接種率にばらつきがあるものの感染者数は減少傾向となっており、我が国に於いてもオリンピック・パラリンピックが開催され、ウィズコロナとしてニューノーマル状況を受け入れながら、一部の業界には経済活動に活気が戻りつつある中、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、来客の減少から牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少しております。また、原産地での新型コロナウイルス感染症の広がりも加わり生産量の低下や船積遅延等による供給減少により食肉全般で価格が高騰しております。しかしながら、このような環境にあるため、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、当社の畜産品事業をけん引しております。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量も減少となりました。

中国向け新規ビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、前事業年度では既存の輸入取引の商流等の見直し変更で減少しておりましたが、徐々に回復しつつあります。

この結果、当事業年度における売上高は164億23百万円(前事業年度比 10.9%増)、営業利益2億24百万円(前事業年度は、営業損失2億67百万円)、経常利益1億71百万円(前事業年度は、経常損失3億23百万円)、当期純利益1億13百万円(前事業年度は、当期純損失3億91百万円)となりました。

## (2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

### (食料部)

牛肉・タイ産の加工食品につきましては、新型コロナウイルス感染症の広がりや生産や輸送等にも支障をきたしており、産地価格が高騰している中、感染防止が優先され国内での外食機会が減り消費が落ち込んでいる環境にあり、未だ厳しい状況が続いております。鶏肉におきましては、他の食肉類に比べ比較的安価な食肉として需要も高まってきており、食料部をけん引しております。

この結果、当事業年度の売上高は、96億90百万円(前事業年度比11.7%増)となりました。

### (営業開拓部)

農産品につきましては、大豆等で中国などの産地価格が高騰しており、また、産地国の輸出規制の影響を受け、国産品に比して割高感から販売が振るわず売上高を減少させることになりました。化学品も東南アジア向けで、コンテナ不足の影響から船積が順調に行われず、売上高を減少させました。中国向けでは、新規ビジネスとして取り組み始めている中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

この結果、当事業年度の売上高は、55億62百万円(前事業年度比75.7%増)となりました。

### (生活産業部)

輸入豚肉では、前事業年度では商流等の見直し変更もあり、輸入業務は減少となっておりますが、新たな取り組みで、徐々に売り上げを回復しております。また、中国産の加工食品は、生産国に対しての風評は大分薄れてきているものの、コロナ禍で営業活動が停滞しており、取扱数量・売上高とも減少となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、11億71百万円(前事業年度比60.4%減)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 80 期 2019年10月1日から 2020年9月30日まで	(2020年度)	第 81 期 2020年10月1日から 2021年9月30日まで	(2021年度)	前事業年度比	
		構成比		構成比	増減額	増減率
食料部	8,671	58.6%	9,690	59.0%	1,018	11.7%
営業開拓部	3,165	21.4	5,562	33.9	2,396	75.7
生活産業部	2,963	20.0	1,171	7.1	△1,792	△60.4
合計	14,800	100.0	16,423	100.0	1,622	10.9

### (3) 対処すべき課題

当社は、当社の主要商材である食品関連はハムソーセージメーカーや外食産業をメインに販売していることから、コロナ禍の影響は続くものと思われ、取扱数量及び売上高を伸ばすことは厳しい状況にあると想定しておりますが、新規販路の拡大、新規商品の開発等、商品の構成力を高め、「量より質」で収益力の強化を図ります。また、鶏肉では、相場リスクの低減が必須と認識しており、先物取引を中心にした相場の影響を最小限に留める契約取引を増やすことにより、安定的な利益の確保を目指してまいります。

食品関連以外の農産品・化学品・中国向け取引においては、魅力ある商品や企画の提案を通じて販売活動を展開しておりますが、特に中国向けの取引では、日本製の商品の輸出入だけでなく、三国間取引も含めて、旺盛な中国の消費に対応してまいります。

当社は、純資産につきましては第三者割当増資の実施により、債務超過は解消しましたが、1億3百万円と潤沢ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として不透明な状況であることから、継続企業に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、借入債務に関して金融機関から期限の利益を付与していただいていること、期末の現金預金残高（18億81百万円）を考慮すると、来期の事業運営に必要なかつ十分な資金があり、当面の資金繰りの懸念はないこと等から、継続企業に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

以上の状況を踏まえ、当社は次の4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでまいります。

#### ①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中で、多様化する顧客の幅を広げ、一次加工品及び加熱加工品を充実強化するとともに、当社が得意とする事業分野で、より専門的な商品を取り扱って利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。また、中国やインド等の内需拡大を受け、日本産の商品、並びに三国間取引を通じて魅力ある商品の提供を行い、利益の創出を目指します。

#### ②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取り引きを行いながら、商機を逃さず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

#### ③機動的な資金の投入

商品の仕入及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

#### ④純資産の部の改善

純資産が1億3百万円であることから、営業利益の確保のみならず、想定外に発生しうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照表における純資産の部を盤石なものとするに努めます。

上記方針の下、引き続き「シンカ」を更に提唱し、営業活動に邁進してまいります。

当社におきましての「シンカ」は、物事の意味を深く理解する「深化」、変化する環境に適応し変化を続ける「進化」、モノの本当の価値を示す「真価」を意味してまいりました。全役社員が、今一度その意味を噛み締め、それぞれが関わる「ヒト・モノ・情報」全てに対する関係性をシンカさせ、その関わりの追求から、品質の向上や新たな提案を生み出し、個々の課題に対して的確に応える能力をシンカさせてまいります。

引き続き業容の回復と、財務基盤の盤石化を図るとともに、現在の当社の置かれている環境を、絶好のノウハウ吸収の機会ととらえ、飛躍できる「強い会社」となるよう対処してまいります。

### (4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2018年度)	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)
売上高 (百万円)	20,055	19,519	14,800	16,423
経常利益 (百万円)	16	△39	△323	171
当期純利益 (百万円)	9	△42	△391	113
1株当たり当期純利益	7円44銭	△32円11銭	△294円79銭	84円8銭
総資産 (百万円)	11,742	9,684	7,601	7,587
純資産 (百万円)	288	237	△158	103
1株当たり純資産額	217円70銭	179円7銭	△119円26銭	64円95銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「△」は損失を示しております。

### (第78期)

第78期事業年度における我が国の経済は、諸外国間での関税等、貿易政策の推移・変化に注意を要するものの、新興国を含む世界経済全体の穏やかな景気回復が続き、豪雨・猛暑・台風など自然災害が経済活動に影響をもたらす懸念も生じておりましたが、国内企業の業況等も好調を継続している中で、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、現地生産国において依然価格が高騰しており、内外格差が少なくなったことから当事業年度末にかけ、主力の肉食産業が仕入れに対し慎重な姿勢であったため売上高が伸び悩み、畜肉調製品の販売も低調に推移したため取扱数量・売上高とも減少しました。鶏肉につきましても、ブラジルからの輸入量は一時落ち着いていたものの、春先から夏場にかけての国内相場の高騰を見込んだ輸入量の増加が上昇相場に水をかけ、再び価格が低迷し始めたことから、販売が低調となり、取扱数量・売上高とも減少しました。加工食品につきましては、タイ産を中心に肉食産業向けに堅調に推移し、取扱数量・売上高とも増加しました。

この結果、第78期事業年度における売上高は、200億55百万円(前事業年度比 15.8%減)、営業利益95百万円(前事業年度比 76.2%減)、経常利益16百万円(前事業年度比 95.1%減)、当期純利益9百万円(前事業年度比 96.7%減)となりました。

### (第79期)

第79期事業年度における我が国の経済は、世界的な政治・経済での不透明感が漂っている中、内需は緩やかな高まりを見せていたものの、猛暑・台風・豪雨など自然災害が生活を脅かし、経済活動に影響をもたらす懸念を抱えながら、当事業年度末を迎えました。



このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、海外からの仕入価格が上昇を続け、販売単価に転嫁できず、利益率を改善できませんでした。鶏肉も前期末頃からの相場の上昇があったものの、夏場以降、期末に向け相場が弱含みに転じ、売上高・利益率ともに減少となりました。加工食品につきましても、輸入価格の割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。豚肉につきましては、スペイン産豚肉の輸入に加え、新たにオーストリア産・アイルランド産・イタリア産・デンマーク産豚肉の輸入取引も順調に進んだことから取扱数量・売上高とも大幅な増加となりました。

食肉関係以外では、中国向け車輻部品・エンジンは、販売終了に伴い取扱数量・売上高とも減少となりました。農産品につきましては、緑豆の品質が昨年比べて低下したため販売が伸びず、中国産大豆も品質には問題ないものの、中国産離れの影響もあり取扱数量・売上高とも伸び悩みました。化学品につきましては、韓国向け出荷が落ち込んだこと、当社が取り扱っている日本製の化学品原料の提示価格が、海外勢からの価格に対して競争力を失い、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、第79期事業年度における売上高は195億19百万円(前事業年度比 2.6%減)、営業利益32百万円(前事業年度比 66.4%減)、経常損失39百万円(前事業年度は、経常利益16百万円)、当期純損失42百万円(前事業年度は、当期純利益9百万円)となりました。

#### (第80期)

第80期事業年度における経済は、新型コロナウイルスの世界的な蔓延が、人の流れ、物の流れを阻害し、我が国に於いても国際的スポーツの祭典オリンピックを延長せざるを得ない状況となり、緊急事態宣言は終焉したものの、未だ外食産業を中心とした需要は回復に至らず、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商品である食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、牛肉・加工食品は、需要の落ち込みがダイレクトに販売量の減少の要因となっており、また鶏肉に於いては、コロナ禍での販売低迷に加え、オリンピック等の来日客増加などでのインバウンド需要を見越した仮需の在庫が市況を圧迫した結果、販売価格は低迷し、更に期末には在庫調整等の動きもみられ、取扱数量・売上高とも減少となりました。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したこともあり、割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。車輻・部品等では、当事業年度に入りエンジンの取引が終了していることもあり、売上高が大きく減少となっておりますが、その対応策の代替商材として第3四半期より取り組み始めた中国のネット販売会社向けの生活関連物資が、順調に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましては、既存の輸入取引の商流等の変更があり、取扱数量・売上高

とも減少となりました。

この結果、当事業年度における売上高は148億円(前事業年度比 24.1%減)、営業損失2億67百万円(前事業年度は、営業利益32百万円)、経常損失3億23百万円(前事業年度は、経常損失39百万円)、当期純損失3億91百万円(前事業年度は、当期純損失42百万円)となりました。

(第81期)

当事業年度については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は畜産物・加工食品・農産物・化学品・自動車部品など生活用・産業用資材全般にわたるとともに、それらに付帯または関連する業務を行っております。

## (8) 主要な営業所等 (2021年9月30日現在)

国内： 本社

## (9) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	2名減	45歳	16年

(10) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,869百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,788
株式会社みずほ銀行	1,311
三井住友信託銀行株式会社	86
株式会社滋賀銀行	47
株式会社百十四銀行	31

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式総数 1,600,419株

(注) 2021年9月3日付の第三者割当増資により、発行済株式総数は、272,200株増加しております。

(3) 株主数 1,144名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数(百株)	持株比率(%)
太洋不動産株式会社	2,470	15.4
株式会社エビス商事	1,361	8.5
柏原 滋	862	5.3
株式会社ランニング	766	4.7
株式会社敷島ファーム	664	4.1
北村 福一	660	4.1
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA)LIMITED (常任代理人： 株式会社みずほ銀行決済営業部)	600	3.7
GMOクリック証券株式会社	554	3.4
内藤 幸奈	454	2.8
島崎 紀子	374	2.3

(注) 持株比率は自己株式（753株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する状況（2021年9月30日現在）

### （1）取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柏原 滋	管理本部 管掌
取締役	姜 偉 (長崎旭倫)	食料部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理
取締役	日下部 繁次	(独立役員) 株式会社Labotホールディングス 代表取締役社長
常勤監査役	福中 昇 男	
監査役	西澤 博	(独立役員) 税理士
監査役	梅澤 孝夫	(独立役員) 公認会計士
監査役	久慈 修司	(独立役員) 脳力回復支援センター 代表

- (注) 1. 取締役 日下部 繁次氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 西澤 博氏、梅澤 孝夫氏及び久慈 修司氏は社外監査役であります。  
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査機能を強化するために福中 昇男氏を常勤監査役として選定しております。  
 4. 監査役 西澤 博氏は、税理士として財務・会計に関し高い見識を有された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。  
 5. 監査役 梅澤 孝夫氏は、長年、公認会計士として多くの事業会社のみならず、経営全般への助言等の業務等で活躍されてきており、その経験実績を当社の監査へ反映していただいております。  
 6. 監査役 久慈 修司氏は、農業知識が豊富で、健康食品等に関しても高い見識を有されており、経営全般への助言等の業務等で活躍されてきており、その経験実績を当社の監査へ反映していただいております。  
 7. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役 日下部 繁次氏、監査役 西澤 博氏、監査役 梅澤 孝夫氏及び監査役久慈 修司氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

### （2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

### （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を

負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 事業年度中に退任した監査役

監査役西澤 博氏は2021年9月30日をもって辞任により退任いたしました。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年4月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a.基本方針

当社取締役の報酬は株主総会決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には固定報酬としての基本報酬により構成しております。

##### b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

##### c.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当該事項が発生した場合には、その都度取締役会にて決定するものとしております。

##### d.取締役会の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役柏原 滋に対し、各取締役の報酬等について、委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって取締役会にて妥当性等について確認しております。

## ②当事業年度に係わる報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	34,206千円 (1,950千円)	—
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	8,925千円 (5,610千円)	—
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	43,131千円 (7,560千円)	—

- (注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2.取締役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議いただいております。  
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。  
 3.監査役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。  
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。  
 4.業績連動報酬等及び非金銭報酬等の該当はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役日下部 繁次氏は、株式会社Labotホールディングス代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役久慈 修司氏は能力回復支援センター代表であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を17回開催し、監査役会を13回開催しております。

日下部 繁次氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会の機能強化と業務執行の監督等に役割・責務を果たしております。また、当社の社外取締役就任後に開催された取締役会に12回出席いただき、社外取締役としての見地から適宜発言いただいております。

西澤 博氏は客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、当社の監査役会に11回、取締役会についても13回出席し、税理士として培われた見識から適宜発言いただいております。

梅澤 孝夫氏は、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験及び客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を

図っております。また、当社の監査に社外監査役就任後に開催された監査役会13回に全て、取締役会についても17回全て出席し、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

久慈 修司氏は、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、社外監査役就任後に開催された監査役会10回に全て、取締役会についても13回全て出席し、経営全般に関する経験・実績を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

- 1.金額については、表示単位未満を切り捨てております。
- 2.株式数については、百株未満を切り捨てております。
- 3.比率については、小数第二位を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,042,633	流 動 負 債	7,308,545
現金及び預金	1,881,724	支 払 手 形	273,158
受 取 手 形	14,341	買 掛 金	420,321
売 掛 金	3,102,802	短 期 借 入 金	6,135,887
商 品	1,788,663	1年以内長期借入金	18,878
前 渡 金	209,708	未 払 金	9,982
前 払 費 用	19,214	未 払 費 用	237,648
未 収 入 金	5,736	未 払 法 人 税 等	43,494
デリバティブ資産	10,725	未 払 消 費 税 等	151,868
役員短期貸付金	3,620	前 受 金	4,279
そ の 他	6,096	預 り 金	13,021
固 定 資 産	545,212	そ の 他	4
有 形 固 定 資 産	263,966	固 定 負 債	175,393
建 物	102,406	繰 延 税 金 負 債	45,231
器 具 及 び 備 品	6,175	退 職 給 付 引 当 金	130,162
土 地	155,383	負 債 合 計	7,483,938
無 形 固 定 資 産	2,859	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	2,859	株 主 資 本	96,465
投 資 其 他 の 資 産	278,386	資 本 金	1,414,931
出 資 金	170	資 本 剰 余 金	1,376,871
関 係 会 社 出 資 金	59,442	資 本 準 備 金	1,376,871
そ の 他	218,774	利 益 剰 余 金	△2,694,368
資 産 合 計	7,587,845	利 益 準 備 金	123,200
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,817,568
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	17,356
		別 途 積 立 金	3,050,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△5,884,925
		自 己 株 式	△969
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,441
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,441
		純 資 産 合 計	103,906
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,587,845

# 損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,423,660
売上原価	15,781,213
売上総利益	642,447
販売費及び一般管理費	418,432
営業利益	224,015
営業外収益	27,168
受取利息及び配当金	172
受取賃貸料	10,110
為替差益	4,006
助成金収入	10,472
その他	2,405
営業外費用	79,514
支払利息	59,592
株式交付費	9,550
その他	10,371
経常利益	171,668
特別利益	16,299
固定資産売却益	16,299
特別損失	43,086
関係会社出資金評価損	30,225
本社移転費用	4,868
ソフトウェア除却損	7,992
税引前当期純利益	144,881
法人税、住民税及び事業税	30,431
法人税等調整額	1,076
当期純利益	113,374

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

太 洋 物 産 株 式 会 社  
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	入 澤 雄 太
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	橋 本 剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月29日

太洋物産株式会社 監査役会  
常勤監査役 福中昇男 (印)  
監査役 梅澤孝夫 (印)  
監査役 久慈修司 (印)

(注) 監査役 梅澤 孝夫及び久慈 修司は社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 取締役3名選任の件

現在の取締役全員は、定款第21条第1項及び第2項の規定により、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、取締役2名と社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	かしわばら しげる 柏原 滋 (1965年8月15日生)	1991年4月 日本合同ファイナンス（現 ジャフコ）入社 1995年4月 太洋物産株式会社 入社 社長室長代理 1996年12月 太洋物産株式会社 取締役 社長室長 2002年4月 太洋物産株式会社 代表取締役専務 2010年5月 太洋物産株式会社 代表取締役社長（現任） 管理本部管掌（現任） 2015年12月 生活産業部管掌・ 上海太洋栄光商業有限公司管掌	86,277株
2	じゃん うゑい ながさき あきのり 姜 偉（長崎 旭倫） (1964年9月20日生)	1985年12月 太洋物産株式会社 入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長兼広州駐在事務所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司 董事長 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月 太洋物産株式会社 取締役（現任） 2016年12月 食料1部、食料2部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 食料部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理（現任）	一株



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社 の株式の数
3	新任取締役候補者 な が い ひ で ふ み 長井 秀文 (1970年4月3日生)	1994年4月 太洋物産株式会社 入社 2004年10月 株式会社ハイファイブズ 設立 同社 代表取締役社長（現任） 2015年2月 株式会社愛宕トレーディング 設立 同社 代表取締役社長（現任）	一株

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.長井 秀文氏は社外取締役候補者であります。

3.長井 秀文氏を新任社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

長井 秀文氏は、食肉卸売会社及び輸入会社を経営されており、食品関連事業の見直し及び新たな商流構築等についてご指導いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

4.社外取締役との責任限定契約内容の概要

長井 秀文氏が当社社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5.役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役、福中昇男氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化・充実を図るため、新たに社外監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	新任監査役候補者 じょうらく ひろみつ 上 楽 裕 三 (1985年4月16日生)	2010年1月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所 2014年3月 公認会計士 登録 2014年9月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバ イザリー株式会社(現 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会 社) 出向 2017年10月 株式会社ストライク 入社 2020年10月 株式会社中小企業ファイナンシャルアドバ イザリー 設立 同社代表取締役(現任)	一株
2	新任監査役候補者 こんどう てつや 近 藤 哲 也 (1969年6月23日生)	2002年11月 隼国際法律事務所(現 隼あすか法律事務 所) 入所 2004年10月 外立総合法律事務所 入所 2006年1月 ホワイト&ケース法律事務所 入所 2011年5月 インベスコ・グローバル・リアルエステー ト・アジア・パシフィック・インク 入社 2013年7月 近藤哲也法律事務所 開設 2015年2月 PwC弁護士法人 入所 2016年3月 金川国際法律事務所 入所 2017年2月 大手町国際法律事務所 開設 同所 代表(現任) 2017年2月 株式会社ジオネクスト(現 株式会社FHTホ ールディングス) 非常勤監査役 2018年3月 株式会社ジオネクスト(現 株式会社FHTホ ールディングス) 社外取締役 2021年3月 株式会社FHTホールディングス 社外取締 役(現任)	一株

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.上楽 裕三氏と近藤哲也氏は社外監査役候補者であります。

3.上楽 裕三氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

上楽 裕三氏は、公認会計士として、上場会社の監査業務、M&A及びコンサルティング業務の経験を活かし、コーポレートファイナンスの視点から、当社の企業価値の向上とガバナンスの強化を図り、当社の監査に反映するためであります。

4.近藤 哲也氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

近藤 哲也氏は、国内のみならず、海外の国際弁護士としての資格・経験を活かし、取引先との商流構築及び契約等における法務実務面の助言をいただき、当社の監査に反映するためであります。

5.社外監査役との責任限定契約の内容の概要

上楽 裕三氏、近藤 哲也氏が当社社外監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6.役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である「監査法人アヴァンティア」は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が「KDA監査法人」を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の専門性、独立性、職務遂行能力、品質管理体制、当社の事業内容との親和性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適正と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年9月30日現在)

名 称	KDA監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都中央区日本橋箱崎町20-7 ITOビル4階	
沿 革	平成元年6月 設立 平成7年8月 大阪事務所開設 平成17年2月 米国PCAOB登録	
概 要	資本金	18百万円
	構成人員	
	社員（公認会計士）	6名
	公認会計士	17名
	会計士補	1名
	試験合格者	1名
	その他職員	5名
	合計	30名
	顧客数	20社

## 第4号議案 資本金・資本準備金・利益準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに 圧縮積立金・別途積立金の取り崩しの件

### 1. 資本金・資本準備金・利益準備金の額の減少及び剰余金の処分並びに圧縮積立金・別途積立金の取り崩しの理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体制の健全化を図るものであります。

なお、本件は、当社貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金1,414,931,250円のうち1,314,931,250円減少して、100,000,000円といたしたいと存じます。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振替えたいと存じます。

### 3. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金1,376,871,400円を全額取り崩して0円といたしたいと存じます。

#### (2) 資本準備金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振替えたいと存じます。

### 4. 剰余金の処分

#### (1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金2,691,802,650円

#### (2) 増加する繰越利益剰余金

繰越利益剰余金2,691,802,650円

#### (3) 剰余金の処分の方法

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金全額と下記5. から7. までの準備金等を繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

5. 利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する利益準備金の額

利益準備金123,200,000円を全額取り崩して0円となります。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の全額を「繰越利益剰余金」に振替えたいと存じます。

6. 圧縮積立金の額の減少の内容

(1) 減少する圧縮積立金の額

圧縮積立金17,356,992円を全額取り崩して0円となります。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する圧縮積立金の全額を「繰越利益剰余金」に振替えたいと存じます。

7. 別途積立金の額の減少の内容

(1) 減少する別途積立金の額

別途積立金3,050,000,000円を全額取り崩して0円となります。

(2) 別途積立金の額の減少の方法

減少する別途積立金の全額を「繰越利益剰余金」に振替えたいと存じます。

8. 上記の各減少・振替が効力を生ずる日

2022年3月2日

## 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を一層高めるために、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割当てることといたしたく、取締役の報酬等の額及び内容を以下のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社は平成21年9月8日開催の取締役会の決議をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。また、当社は1989年12月25日開催の第49回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額2億50百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は3名（うち、社外取締役1名）であります。第1号議案が承認可決されますと、取締役は3名（うち、社外取締役は1名）となり、第6号議案が承認可決されますと、取締役は6名（うち、社外取締役は4名）となります。

(1) 当社は、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、年額200百万円を上限として割当てることといたしたく存じます。また、本新株予約権につきましては、本新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたしたく存じます。

(2) 本新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

### ② 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる新株予約権の数は2,000個を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内の範囲で取締役会において定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

（イ）当社は、新株予約権者が⑥新株予約権の行使条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、または、権利を放棄した場合において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（ロ）当社は、以下の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）においては、当社取締役会が定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる吸収分割契約、または、新設分割計画承認の議案

（ハ）新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合において、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

⑨ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## <株主提案（第6号議案）>

第6号議案は、株主（1名）からの提案によるものであります。

当社取締役会は、株主提案である第6号議案に**反対**いたします。  
 第6号議案に対する反対の理由は34ページから35ページに記載しております。

### 第6号議案 取締役6名選任の件

#### 【議案の要領】

貴社の取締役全員は、定款第21条第1項及び第2項の規定により、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

つきましては、貴社の経営の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、社外取締役3名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社 の株式の数
1	(再任) 柏原 滋 (1965年8月15日生)	1991年4月 日本合同ファイナンス 入社 1995年4月 太洋物産株式会社 入社 社長室長代理 1996年12月 太洋物産株式会社 取締役 社長室長 2002年4月 太洋物産株式会社 代表取締役専務 2010年5月 太洋物産株式会社 代表取締役社長(現任) 管理本部管掌(現任) 2015年12月 生活産業部管掌・上海太洋栄光商業有限公司 管掌	86,277株
2	(再任) 姜 偉(長崎 旭倫) (1964年9月20日生)	1985年12月 太洋物産株式会社 入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー 兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司 董事長 営業本部管掌(現任) 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月 太洋物産株式会社 取締役(現任) 2016年12月 食料1部 食料2部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 食料部 食料部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理(現任)	一株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	(再任・社外取締役) 日下部 繁次 (1985年3月4日生)	2003年12月 有限会社カームインターナショナル 入社 2011年6月 株式会社L a b o t 設立 (現 株式会社L a b o tホールディングス)同社 代表取締役社長 (現任) 2020年12月 太洋物産株式会社 社外取締役 (現任)	一株
4	(新任・社外取締役) 松島 伸介 (1971年8月28日生)	1994年4月 高木証券株式会社 入社 1996年10月 株式会社アプラス 入社 2000年1月 フレックス株式会社 入社 2009年6月 株式会社エムエム 設立 同社 代表取締役 (現任)	一株
5	(新任・社外取締役) 横山 友之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ 入社 2006年12月 公認会計士登録 2009年4月 デロイトトーマツFAS株式会社 (現デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザー 一合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所 設立 同代表者 (現任) 税理士登録 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外独立役員 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 (現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外独立役員 (現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 (現任) 2021年10月 一般社団法人オークネット財団 評議員 (現任)	一株
6	(新任・社外取締役) 大下 良仁 (1986年1月24日生)	2012年1月 大分地方裁判所 判事補 任官 2015年4月 二重橋法律事務所 (現 祝田法律事務所) 入所 2017年4月 東京地方裁判所 判事補 2019年4月 弁護士登録 弁護士法人琴平総合法律事務所 入所 (現任) 2020年4月 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 監査役 (現任)	一株

(注) 1. 柏原 滋氏を取締役候補者とした理由は次の通りであります。

柏原 滋氏は、1995年より、長年にわたって貴社で勤務し、また、2002年より貴社代表取締役も務めるなど、貴社事業に対する豊富な理解と経験を備えていることから、貴社取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

2. 姜 偉氏を取締役候補者とした理由は次の通りであります。

姜 偉氏は、1985年より、長年にわたって貴社で勤務し、また、2016年より貴社取締役も務めるなど、貴社業務全般に対する豊富な理解と経験を備えていることから、貴社取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

3. 日下部 繁次氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

日下部 繁次氏は、飲食店向けコンサルタント及び飲食店経営をされており、食品関連事業における新たな商流構築と加工食品全般についてご指導いただき、貴社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

4. 松島 伸介氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

松島 伸介氏は、ファイナンス業務を中心として豊富な経験を有し、さらに企業に対するコンサルティング・M&A事業を含む会社の代表取締役としての経験も有していることから、貴社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、貴社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものです。

5. 横山 友之氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

横山 友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、貴社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、貴社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

6. 大下 良仁氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

大下 良仁氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験の双方を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、貴社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、貴社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものです。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書に記載の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものであります。

## ≪上記株主提案（第6号議案）に対する取締役会の意見≫

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

### 【反対の理由】

当社は、提案株主である株式会社敷島ファームより「経営の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、社外取締役を増員し選任をお願いするもの」との提案を受け、当社取締役会において真摯に検討を重ねてまいりました。

他方、株式会社敷島ファームの代理人より、口頭で、本株主提案の目的は、今後株式会社敷島ファームと当社の業務提携を実現する前提として、株主提案取締役候補者を当社の

取締役を選任したい、と考えている旨を伺っております。

これまで当社は、将来的な事業運営上の選択肢の一つとして中国向けの国産和牛輸出の解禁を前提とした株式会社敷島ファームとの業務提携の可能性を検討してまいりましたが、中国と日本との国際関係の変化や新型コロナウイルス等に伴う環境の変化等により、中国向けの和牛輸出の解禁の目処が全く立たなくなっていることから、株主提案の目的である業務提携の前提としての環境は整っていないと考えております。

取締役会の構成によりガバナンスの透明性を確保するにあたっては、とりわけ一株主様との業務提携のご提案とは別個に検討すべきものと考えており、このような提案理由を伺ったこと等からも、株式会社敷島ファームの提案する候補者の選任は当社の経営に無用の混乱をもたらす恐れがあります。また、株式会社敷島ファームの提案する候補者の選任についてコーポレート・ガバナンスの強化の観点から検討いたしましたが、同社は当社の事業環境や経営方針・経営状況を的確に把握していないこと等もあり、同社の提案する候補者は職業専門家としての見識は高いものの当社の事業の理解や経験がなく、会社経営に無用の混乱をもたらす恐れがあり、したがって、当社としては企業価値の向上ひいては株主共同の利益には繋がるものではないと考えます。

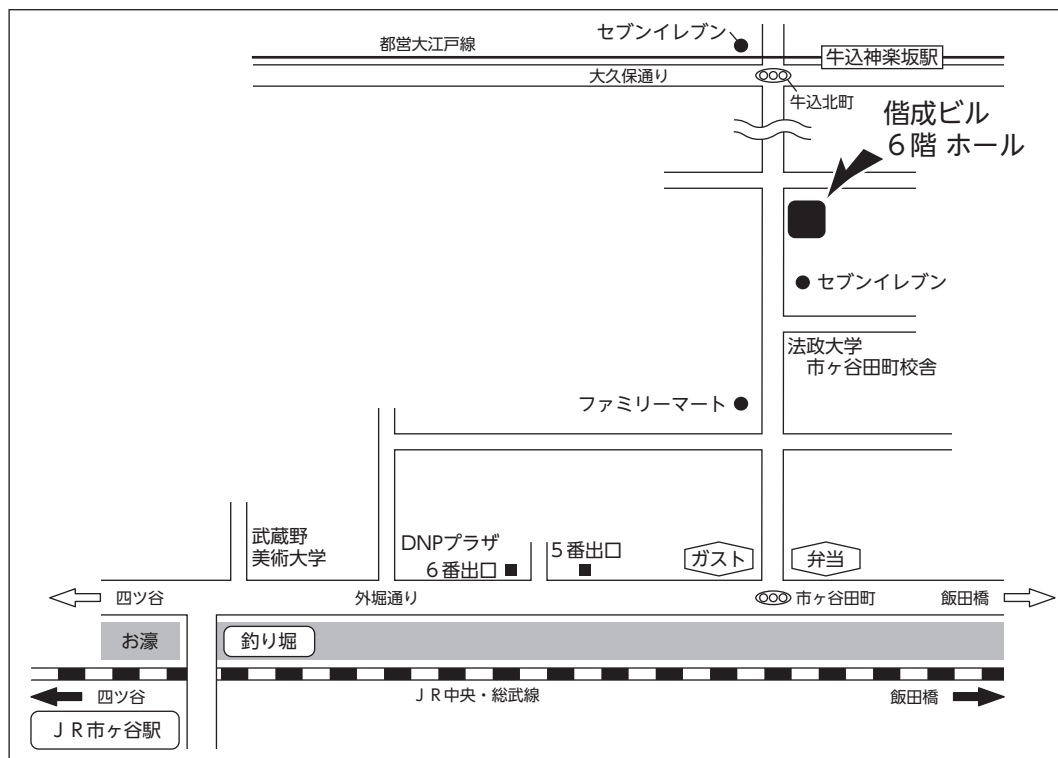
当社取締役会は、現在、独立社外取締役1名を含む計3名の取締役会及び2名の独立社外監査役を含む計3名により、実効性ある経営監督機能を実現していることから、当社提案の取締役会及び監査役の構成が最も適切かつ十分な体制だと考えております。そのため現状の役員数は維持したまま体制を強化するために、新たな社外取締役1名を含む3名を取締役候補者とする取締役選任議案（以下、会社提案といいます。）及び新たに2名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程する予定です。新任の社外取締役候補者は、経歴等からも事業環境や当社の経営方針を熟知し、同業の事業会社の経営も成功させている実績がある候補者であり、また、新任の監査役候補者は、上場会社への監査業務や上場準備会社の社外監査役の経験のある公認会計士と、国際弁護士資格があり海外取引先との商流構築及び契約等における法務実務面から助言していただける弁護士の2名を選定する予定であります。したがって、会社提案の取締役会及び監査役の構成が、コーポレート・ガバナンスの透明性を確保し、長期的かつ継続的な企業価値の最大化が期待できる最も適切かつ十分な体制だと確信しております。

以上のことから、当社取締役会としては、上記のとおり、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の観点から、当社取締役候補者として適切でないと判断し、株主提案である第6号議案に反対いたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地  
借成ビル 6階 ホール  
連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



## 交通のご案内

### 最寄駅

J R中央・総武線／東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 徒歩8分  
都営大江戸線 「牛込神楽坂駅」 徒歩8分